

浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)及び高齢者向け優良賃貸住宅に居住する高齢者(以下「入居者」という。)に対し、生活援助員(ライフサポートアドバイザー、以下「LSA」という。)を派遣し、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、これらの者の安全かつ快適な在宅生活を支援することを目的とし、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 高齢者住宅等生活援助員派遣事業(以下「事業」という。)の実施主体は浜松市とし、その運営は、老人福祉施設等でデイサービス運営事業等を実施する事業者(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(実施住宅)

第3条 事業は以下の住宅にて実施する。

- (1) 遠州浜団地高齢者世話付住宅
- (2) 板屋町高齢者向け優良賃貸住宅

(事業内容)

第4条 事業は、入居者に対して市(市から事業の運営の委託を受けた者を含む。)がLSAを派遣し、次に掲げるサービスを必要に応じて提供することにより行うものとする。

- (1) 生活相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

2 第2条の定めにかかわらず、前項に定める事業のうち、前項第4号に規定する緊急時の対応については、業務を遂行することが可能な警備会社等に業務内容の一部を委託することができるものとする。

(LSAの派遣の基準)

第5条 LSAは、住宅戸数概ね30戸に1人を基準として派遣するものとする。

(LSAの要件)

第6条 LSAは、次の要件を備えている者でなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 高齢者福祉に関し理解と情熱を有すること。
- (3) 高齢者の生活相談、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること。

(L S A の身分)

第 7 条 L S A は、在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護等事業者の職員等であって市が適当と認めた者とする。

(L S A の研修)

第 8 条 市又は事業者は、L S A に対し、採用時及びその後年 1 回以上、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施するものとする。

(個人情報の保持)

第 9 条 L S A は、第 4 条に掲げるサービスを実施するにあたっては、入居者の人格を尊重してこれを行うとともに、入居者の身上及び家庭に関して知り得た個人の情報を守らなければならない。

(委任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 6 年 3 月 1 日から施行する。